

# 工事情報共有システムの試行要領

綾部市建設部監理課

(趣旨)

第1条 この要領は、綾部市が発注する工事において、ASP方式の工事情報共有システムの活用により、更なる受発注者間の業務効率化及び書類の簡素化を図るため、工事情報共有システムの試行において、必要な事項を定めたものである。

(システム利用により共有する書類)

第2条 「工事打合簿（指示・協議・承諾）」及び「工事履行報告書」とする。

(工事情報共有システム)

第3条 使用する工事情報共有システムの利用登録や利用料支払等の手続きは、受注者とシステム事業者とが直接行うこととする。

(システム利用料)

第4条 工事情報共有システムの利用に関する費用(登録料及び利用料等)は、工事費の共通仮設費率計上分(技術管理費)に含まれている。

(工事成績評定での加点)

第5条 工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定の創意工夫において、1点加点する。

(設計図書への明示)

第6条 特記仕様書において、以下のとおり記載することとする。

(工事情報共有システムの利用)

受注者がASP方式の工事情報共有システムの利用を希望する場合は、システムを利用することが出来る。

- (1) 工事情報共有システムにより共有する工事書類は、「工事打合簿」と「工事履行報告書」とする。
- (2) システム利用に係る一切の費用は共通仮設費率分に含まれており、システム利用登録や利用料支払等の手続きは受注者とシステム事業者が直接行うこととする。
- (3) 工事情報共有システムを利用した工事については、工事成績評定の創意工夫において、1点加点する。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。